

土木工事等建設資材単価公表要領

(目的)

第1条 この要領は、牛久市が発注する公共工事における建設資材単価（以下「資材単価」という。）を公表することにより、受注者の的確な見積りに資することを目的とする。

(公表の内容)

第2条 公表する内容は、牛久市が発注する土木工事及び建築工事等の積算に用いる資材単価とする。

(公表方法)

第3条 公表の方法は、資材単価表の閲覧及びインターネットによる公表とする。

2 資材単価表は、本庁舎3階情報公開統合窓口に置き、閲覧に供するものとする。

3 資材単価表の閲覧は、牛久市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する日を除く日における午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 資材単価表は、複写することができる。

5 牛久市情報公開条例（平成16年条例第34号）第20条第1項の規定は、前項の資材単価表の複写に準用する。

6 インターネットによる公表は、茨城県土木部検査指導課が県ホームページに掲載しているものを、牛久市が市ホームページに掲載しているものとみなして行う。この場合において、「茨城県土木部」とあるのは「牛久市」と読み替える。

7 前各項の規定にかかわらず、資材単価のうち一般的な資材については、一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会が販売する「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」への価格の掲載をもって、牛久市による公表とみなす。

(留意事項)

第4条 資材単価表の閲覧を希望する者は、職員の指示に従い、指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

2 資材単価表の貸出しは、行わないものとする。

3 資材単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには応じないものとする。

4 公表する資材単価の公表時期は、原則として年4回（4月、7月、10月及び1月）とする。

5 この要領の定めに違反し、または職員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することができる。

附 則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。